

# 障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き

## < 目次 >

**はじめに** ..... P 1

### I 都道府県・政令市

はじめに	P 2
1. 新たな枠組みによる移行調整の開始（「協議の場」の設置等）	P 2
2. 管内の状況把握・課題整理・調整	P 6
3. 障害児入所施設の今後の方針の把握・調整	P 7
4. 次期障害福祉計画・障害児福祉計画への反映	P 8

### II 市町村

1. 「協議の場」への参画や必要な社会資源の把握等	P 9
2. 管内の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業者等に対する周知・協力依頼	P 9
3. 移行先決定後の給付決定等の対応	P 11
4. その他（18歳以上入所者）への対応	P 11

### III 児童相談所

1. 「協議の場」又は「個別ケース会議」等への参画・協力	P 12
2. 障害児入所施設における移行支援計画の作成支援	P 12

### IV 障害児入所施設

はじめに	P 13
1. 「協議の場」への参画	P 13
2. 本人に対する意思決定支援・保護者との面談等の流れ	P 14
3. 障害福祉サービス等の活用等	P 15
4. 現入所者への対応・施設の在り方の検討について	P 17
5. 施設の今後の方針性の決定について	P 17

### V 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所

1. 障害児入所施設に入所する児童及び障害者に係る地域の相談支援事業所の役割	P 19
2. 「協議の場」への参画	P 20
3. ケース会議等への参画	P 21
4. 移行先の決定に向けた対応	P 21
5. 移行完了（地域等での生活開始）後の対応	P 22

## はじめに

- 障害児入所施設(※)は、家庭における養育が困難である障害児等に対し、できる限り良好な家庭的環境の中で、発達を支援し育成する役割を有している（※福祉型の場合、約7割を措置入所が占め、約3割は被虐待児となっている）。
- 一方、障害のある児童も、成長した後は、大人として個を尊重され、日中活動の場の確保等を含め、成人に相応しい環境の中で過ごすことができることが求められる。  
平成24年施行の児童福祉法改正により、18歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととしたが、移行調整が十分進まず、多くの18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。
- このため、現入所者が移行先が見つからないまま退所させられることがないよう、累次にわたり、障害児入所施設の指定をもって、障害者支援施設の基準を満たすとする「みなし規定」を延長し、経過的な入所を継続してきた。
- しかしながら、児者混在等により、それぞれに相応しい環境（子どもとして安心して過ごせる／成長に相応しい大人として個を尊重される等）が確保されない状況があり、こうした現状をできる限り速やかに解決する必要がある。
- こうした状況の解決のため、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、令和3年1月より検討を重ね、8月に報告書を取りまとめた。
- 同報告書の中では、都道府県（政令市）のもとで、市町村、児童相談所、障害児入所施設、相談支援事業所等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、円滑・速やかな移行を図るべきこと、その際は、障害のある児童の意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重すること、現時点の暮らしの充実が疎かになってはならない点等に留意すべきこと等、課題解決に向けた基本的考え方や取組みの方向性が示されている。
- 同報告書を踏まえ、改めて、都道府県（政令市）、市町村、児童相談所、障害児入所施設、及び基幹相談支援センター等の相談支援事業所が取り組むべき内容について整理し、本手引きにおいてお示ししている。
- 成人としての基準を満たさないまま「みなし規定」により継続する「経過的サービス費」の支給は、未移行者の移行完了に向けた「準備期間」として、最終的な期限を令和5年度末までとすることが適当とされている。それまでの間に、都道府県等の下で、関係者がそれぞれの役割を果たしながら連携し、みなし規定終了に向けて、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう移行調整を加速させる必要がある。

各主体におかれでは、手引きを参考に、着実な取組みを進めていただくよう、お願いしたい。

# I. 都道府県・政令市

## はじめに

障害児入所施設に入所する児童の年齢到達に伴う成人期にふさわしい環境への移行調整が進まない要因として、入所に至る複雑な背景や強度行動障害等の本人の状態像等、また、調整を行うべき実施主体や行政責任が明確となっていない点等が指摘されている。

移行に対する支援に際しては、都道府県・政令市、障害児入所施設や児童相談所、支給決定の実施主体となる市町村や相談支援事業所などが協力・連携して移行調整が行われているところがある一方、入所児童の移行調整の大部分を障害児入所施設のみの努力に頼る結果となっているところも見受けられる。

今般の新たな枠組みにより移行調整を進めるに当たっては、障害児入所施設に入所する児童（及び障害者）をとりまく環境や、各都道府県・政令市の役割を適切に把握し、必要な連携を行うことが重要である。

とりわけ、各都道府県・政令市の障害福祉部局は、障害児入所施設に入所する児童（及び障害者）（以下「入所者」という。）の支援に携わる児童相談所等をはじめとする関係機関と、移行調整を行うに当たりそれぞれの役割を共有するとともに、自らが移行調整の責任主体として、「協議の場」を設け、円滑な移行が難しいケースについては、関係者の協力のもとで移行調整を進めることとなる。みなし規定の最終的な期限は令和5年度末までとすることが適当であるとされていることを踏まえ、当事者一人一人の「固有の尊厳の尊重」が促進されるよう、以下に示す移行調整の取組みを加速していただきたい。

## 1. 新たな枠組みによる移行調整の開始（「協議の場」の設置等）

### （1）「協議の場」の設置

#### （趣旨・概要）

- 各都道府県・政令市において、障害児入所施設の入所者が、円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるよう、関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、「協議の場」の設置が求められる。
- 「協議の場」での調整等を通じ円滑な移行調整を進めるべき対象範囲は、都道府県・政令市自らが措置・給付決定を行っている障害児入所施設の入所者であるため、入所先の施設が、自らの都道府県・政令市以外に所在する場合も含まれる点に留意をいただきたい。  
また、「福祉型」だけでなく、「医療型」を含めた障害児入所施設全體の者について対象とするものである点に留意いただきたい。
- なお、こうした「協議の場」の設置等をはじめとする新たな移行調整の枠組みは、従来、

障害児入所施設からの移行調整が、関係者の役割が明確でないために、障害児入所施設の自助努力に頼る面が大きかった結果として必ずしも十分に進んでこなかった点を改善するために設けられるものである。

このため、自らが措置・給付決定を行った障害児入所施設への入所者の中に、現時点で18歳以上の者がいない場合であっても、今後は15歳頃から移行調整を開始し、「協議の場」を設置した上で、都道府県・政令市をはじめとする関係者がそれぞれの役割を着実に果たしていくことが必要であるので、その点にも留意いただきたい。

#### (主な検討内容)

- 「協議の場」における主な検討内容は以下のとおり。(別紙2参照)

- ① 管内の移行対象者の把握・情報共有・進捗管理

- 管内(都道府県が措置・給付決定を行っている障害児入所施設)の移行対象者を把握し、関係者間の情報共有や進捗管理を行う。

- ② 広域調整

- 関係団体の協力も得て、地域資源(グループホーム等)の定員状況等を共有し、円滑な移行につなげる。

- ③ 個別ケース会議

- 移行調整が難しい事例について、課題把握や調整等を行う。

- ④ 地域資源開発

- 個別ケースを通じて、移行先として必要な地域資源について中長期な見通しをもって議論し、障害福祉計画等へ反映させていく。

#### (設置方法・構成員イメージ)

- 「協議の場」は、自立支援協議会に新たな部会(例:障害児入所施設からの移行調整部会(仮称))を設ける等により、既存の会議体で相応しい場を活用することも考えられる。

- 構成員は、主に以下の関係者が想定されるが、地域の実情に応じて相応しい構成員を選任いただきたい。

また、「協議の場」は、移行調整が難しい個別ケースについて解決策を模索することが最も期待される役割であること等も踏まえ、「協議の場」の下に「個別ケース会議」をケース毎に召集し、当該ケースの関係者や協議会の一部構成員等で事案解決に向けて議論する方法が有効と考えられる。

※ 想定される主な関係者(別紙2参照)

- ① 本人(及び保護者)

- ② 自治体(都道府県及び政令市(以下「都道府県等」という。)・市町村・児童相談所)

- i ) 都道府県等(主に障害児入所施設への措置・給付決定の実施主体である都道府県等)

- ii ) 児童相談所(障害児入所施設への措置・契約に関与する児童相談所)

- iii ) 市町村(主に移行先となりうる成人サービスの給付決定の実施主体となる市町村)

- ③ 障害児入所施設(福祉型・医療型ともに)

- ④ 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所

- ⑤ 受入側施設等（障害者支援施設・グループホーム等）関係者
  - ⑥ 関係団体（障害児入所施設関係団体・移行先のサービス関係団体等）
  - ⑦ 学校関係者（通学先である特別支援学校等）
- \* この他、個別ケース会議の場合は、市町村の成年後見担当部局や生活保護担当部局が参画するなど、必要に応じて構成員を追加することも考えられる。

## （2）「協議の場」における議論

### （実態把握・課題の特定）

- まずは、管内の障害児入所施設（都道府県等が措置・給付決定を行っている障害児入所施設。入所先の施設が、自らの都道府県・政令市以外に所在する場合も含まれる点に留意。）について、
    - ① 15歳以上の移行対象者の現状がどうなっているか、（※将来を見据え、15歳以下の入所児童の現状も必要に応じ併せて把握するのが望ましい）
    - ② 特に令和5年度末までに20歳を超えることとなる者の移行調整状況がどうなっているか
- について、事前に都道府県・政令市より管内の施設の状況を調査・把握（※）した上で、整理した結果を提示の上、関係者で課題認識を共有することが必要と考えられる。
- ※ 管内の状況把握のための調査については、標準的な調査項目を令和4年1月中を目途にお示しする予定。
- ※ 国としては、全国の状況の推移を定期的に把握するため、令和4年4月1日時点の調査以降、6ヶ月に1回程度、各都道府県・政令市に調査を実施予定であるが、各都道府県・政令市におかれでは、必要な場合は適宜より頻回に調査・把握いただきたい。

### （個別ケース会議の活用）

- 管内の移行状況を確認した上で、移行調整が難しい（障害児入所施設のソーシャルワーカーと相談支援事業者を中心とした調整では、18歳頃までの移行が困難と予想される）と判断されたケースについては、「協議の場」の下に「個別ケース会議」をケース毎に召集し、当該ケースの関係者や協議会の一部構成員等で議論しながら、今後の方針と役割分担を決めて行くことが望まれる。
- 「個別ケース会議」に当たっては、移行調整が難しい個別事例について、必要となる成人期への移行に向けた支援内容等を具体的に把握し、検討する。協議事項としては、以下のようなものが考えられる。
  - ① 移行が難しい事例の状況把握や課題点の確認
  - ② 必要な移行先条件や支援内容等の検討
  - ③ 支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
  - ④ 特別な事情により移行困難な場合の障害児入所施設への入所延長の判断
    - （i 経過的サービス費の支給を延長する場合（令和5年度末）、

ii 特別な事情により、18歳前後での移行が適切でないため22歳まで延長する場合  
(令和6年度～) 等

○ 個別ケース会議で議論される想定される典型例

関係者の協議を行った方が円滑に進むと判断する事例であれば、幅広く取り扱うことが想定されるが、一例としては以下のようなケースが考えられる。

- ・ 行動特徴や医療的ケアの状況により受け入れ先がなかなか見つからない。
- ・ 希望地域に障害者支援施設の空き定員がなく、グループホームを中心に受入先を探す必要があるが、近隣には条件に合うものがなく、広域的に幅広く探す必要がある。
- ・ 状態像からみて、自らの都道府県内の既存のグループホームでの受入れが難しく、管内の障害福祉関係者に呼びかけて、新規のグループホームの開設等、地域資源の開発が必要である。
- ・ 経済的理由など、保護者自身にも課題があり、現在の障害児入所施設での入所継続に強い希望があることにより移行を拒否しているため、保護者の抱えている状況を解決しつつ、例えば、基幹相談支援センターや相談支援事業所などの障害児入所施設側以外の立場での相談援助・説明が必要である。
- ・ すでに年齢超過となっている移行支援対象者においては、児童相談所との関わりが希薄化していることが考えられるため、早期に基幹相談支援センターや相談支援事業所が介入するなど、障害児入所施設側以外の立場での相談援助・説明が必要である。等

### (3) 市町村との調整の支援

○ 個々の移行支援対象者について、移行先の候補の選定が進んでいった段階では、移行先(グループホーム等)の体験利用を進めていくことが想定される。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度予定）以降は、障害サービス等報酬改定により、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県・政令市が、移行調整に必要となる相談支援・（移行先候補の）体験利用について、障害児入所施設における処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組み（相談支援事業所・体験利用事業所に対しては、障害児入所施設より委託費として必要経費を支払う仕組み）を検討する方向となっている。

○ しかしながら、令和5年度中までの間は、従来どおり、

① 相談については、

- i) 18歳未満の入所者は、障害児相談等の給付費の対象外であることから、障害児入所施設から、移行先の候補地に近い基幹相談支援センターへ支援を依頼するとともに、
- ii) 18歳以上の入所者については、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による給付決定を受けた上で、計画相談支援・地域移行支援の給付費を活用すること

- ② 移行先（グループホーム等）の体験利用については、（18歳未満の場合は障害者総合支援法附則に基づくいわゆる「者みなし」を行った上で）成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による給付決定を受けた上で、体験利用を進めることとなる。
- このように、令和5年度末までは、計画相談支援・地域移行支援（18歳以上の場合のみ）や、体験利用の給付決定は、市町村（保護者の居住市町村）に行ってもらう必要があるが、障害児入所施設や相談支援事業所による調整が円滑に行かない場合には、都道府県・政令市においてサポートをお願いしたい。
- また、移行調整が進み、最終的な移行先（グループホーム等）に係る給付決定を行う際も、市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）の給付決定を得ることが必要となるため、相談支援事業所より市町村への相談・調整が行われるが、円滑に行かない場合には、同様に都道府県においてサポートをお願いしたい。
- その際、保護者が居住地を転々とし行方不明の場合など、18歳前日の保護者の居住地が不明である場合は、居住地特例上は、障害児入所施設の所在地（＝18歳前日の入所者の所在地）の市町村が給付決定主体となる（障害者総合支援法第19条第4項）。  
このように、居住地特例により、障害児・保護者の居住地と給付決定主体との関係は複雑であることから、別紙1を参考に、給付決定主体となるべき市町村に対しては、都道府県が丁寧に居住地特例に係る制度説明や情報提供等をしていただきたい。

## 2. 管内の状況把握・課題整理・調整

### （1）管内の状況把握調査

- 都道府県・政令市におかれては、管内の移行調整の進捗状況の把握のため、追って、令和4年1月中を目途にお示しする調査項目に沿って、定期的に調査・把握した上で、「協議の場」に提示し、関係者で課題認識を共有することが必要である。

### （2）移行支援計画の作成依頼・回収

- 各障害児入所施設において、15歳以上に達した入所者については、（措置児童に関しては、児童相談所が定めた援助方針も踏まえ）、一人一人の状況に応じた丁寧・着実な移行調整を進めていくため、個人ごとの移行支援計画を作成し、本人・保護者等の意思やその時々の状況を記録するとともに、定期的（少なくとも6ヶ月に1回以上）に見直しを行っていくこととしている。

- 都道府県・政令市においては、管内の移行状況の詳細を把握し、令和5年度末までの移行完了の見通しを立てていくためにも、各障害児入所施設の移行支援計画について、依頼・回収の上、定期的（6ヶ月に1回以上）に個別ケース毎の状況・課題を把握いただきたい。  
※ 追って、令和4年1月中を目途に移行支援計画の基本フォーマットをお示しする。各障害児入所施設において、令和4年4月以降も入所が継続する15歳以上の者について、本人・保護者等との面談を行った上で、令和3年度中に初回の策定が行われるよう、促していただきたい。

### 3. 障害児入所施設の今後の方針の把握・調整

- 移行支援に際しては、本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。こうした地域への移行が積極的に検討された上で、本人の意思や状態像等によっては障害者支援施設への移行となる場合も想定されるが、この問題の解決に向けては、18歳以上の入所者数を減らすこと自体が目的となるのではなく、まず、本人の意思を最大限に尊重し、本人に相応しい成人としての生活の場への移行調整を最優先に進めるべきである。
- しかし、18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が多数である障害児入所施設の場合は、限られた期間での対応策の1つとして、児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設する）や児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）を行うことも考えられる。
- 令和5年度末に向けては、令和5年度末までに20歳に達することとなる入所者がいる障害児入所施設について、児者併設・児者転換の留意点等も踏まえ、以下のいずれの対応を行うか、施設としての今後の方針を確認していく必要がある。
  - ① 18歳以上入所者の移行調整の継続（家庭復帰や地域のグループホーム等へ移行）
  - ② 児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）
  - ③ 児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）
  - ④ その他（グループホーム等を整備し18歳以上入所者を移行）
- 特に、上記②（児者転換）・③（児者併設）の場合には、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなるため、現に障害児が多数入所している児童養護施設の状況も考慮しつつ、障害児入所施設としての受け皿が十分であるか、「協議の場」等において十二分に議論を行う必要がある点に留意が必要である。（下記「4. 次期障害福祉計画・障害児福祉計画への反映」も参照）

#### 4. 次期障害福祉計画・障害児福祉計画への反映

- 令和6年度からの次期障害福祉計画・障害児福祉計画の開始に向け、令和5年度に、各都道府県・政令市において同計画の策定を議論いただくことになると想定される。
- グループホーム等の地域資源については、都道府県域全体で「総量」としては足りていても、強度行動障害や医療的ケアを有する者や重度障害者の受入基盤が不足している状況が多くの地域で見られる。
- 今後、国としても、次期障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた策定指針等の検討に際し、サービス全体の「総量」とは別に、特に支援が行き届きにくいニーズをしっかりと見込み、整備が促されるようにする方向性を検討していくが、各都道府県・政令市におかれても、「協議の場」あるいは「個別ケース会議」を通じて顕在化した、地域で不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等）の必要性について、同計画の策定の議論の場へ適切に反映させていくことをしっかりと意識いただきたい。
- また、既に顕在化しているニーズだけでなく、計画期間内に移行調整の対象となる18歳未満の入所者の動向等も踏まえ、移行先となる地域資源（グループホーム等）の必要量を中長期的に把握・計画し、反映させていく必要がある。
- さらに、障害児入所施設が児者転換・児者併設を行った場合には、地域から障害児入所の定員が失われることとなるため、障害児入所施設としての移行先が十分に確保できているか、「協議の場」等において十二分に議論を行った上で、同計画へ適切に反映させていく必要がある点にも留意が必要である。

## II. 市町村

### 1. 「協議の場」への参画や必要な社会資源の把握等

- 市町村は、主として、障害児入所施設の入所者が、18歳以降に移行した先（グループホーム等）において、日中活動系サービス（就労継続支援等）をはじめとする各種地域資源を活用しつつ、できる限り地域で生活していくよう、障害者総合支援法に基づく給付決定を行う立場となる観点から、本件に関わることとなる。
- 各都道府県・政令市において立ち上げた「協議の場」又は「個別ケース会議」への参画の要請があった場合は、積極的な参画をお願いしたい。  
また、「個別ケース会議」等の対象とならない事例であっても、障害児入所施設や相談支援事業者から情報提供・相談があった場合は、早い段階から（できれば入所する段階から）積極的な関与をし、円滑な給付決定に至るよう協力をお願いしたい。
- 障害児入所施設からの移行者を受け入れようとする際に、必要な社会資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等）に不足がある等の阻害要因がある場合は、基幹相談支援センター等の協力も得つつ、自市町村の（自立支援）協議会や、都道府県の「協議の場」等で問題提起等を行い、課題解決策を検討していただきたい。
- 特に、令和6年度からの次期障害福祉計画・障害児福祉計画の開始に向け、令和5年度に、各市町村においても同計画の策定を議論いただくことになると想定される。  
協議会等を通じて顕在化した、地域で不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等）の必要性について、同計画の策定の議論の場へ適切に反映させていくことが必要である。

### 2. 管内の基幹相談支援センター・市町村相談支援事業者等に対する周知・協力依頼

- 管内の基幹相談支援センターや市町村相談支援事業を運営する相談支援事業者に対して、本通知を周知いただき、「協議の場」又は「個別ケース会議」への参画をはじめ、障害児入所施設からの円滑な移行調整に協力いただけるよう、特段の配慮をお願いする。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度予定）以降は、障害サービス等報酬改定により、障害児入所施設の支給決定主体である都道府県・政令市が、移行調整に必要となる相談支援・（移行先候補の）体験利用について、障害児入所施設における処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組み（相談支援事業所・体験利用事業所に対しては、障害児入所施設より委託費として必要経費を支払う仕組み）を検討する方向となっている。

- しかしながら、令和5年度中までの間は、従来どおり、
  - ① 相談については、
    - i) 18歳未満の入所者、措置延長中の入所者は、障害児相談等の給付費の対象外であることから、基幹相談支援センターへ支援を依頼するとともに、
    - ii) 18歳以上の入所者については、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による給付決定を受けた上で、計画相談支援・地域移行支援の給付費を活用すること
  - ② 移行先（グループホーム等）の体験利用については、（18歳未満の場合は障害者総合支援法附則に基づくいわゆる「者みなし」を行った上で）、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前日の保護者の居住市町村）による給付決定を受けた上で、体験利用を進める  
こととなる。
  - 特に、18歳以上の入所者に対する相談支援の場合、移行支援に相当程度の期間がかかることが多く想定される。このため、当初は計画相談支援を活用し、移行先の選定がある程度進んできた後に地域移行支援（6ヶ月）に切り替えることが想定される。  
移行支援に際しては、障害児入所施設を訪問しての面談を重ねることや、ショートステップの目標設定を行い、サービス等利用計画を短期間で見直してゆく等の手厚い対応が必要となる。このため、計画相談支援のモニタリング頻度については、標準期間よりも高い頻度でのモニタリングの実施を基本として検討をいただきたい。（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期間で設定することが望ましい例を示しており、「医療的ケア児」「強度行動障害児」「被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）」等については特に留意してモニタリング頻度を検討することとしている。【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2 間 38】）

### 3. 移行先決定後の給付決定等の対応

○ 障害児入所施設からの移行先が決まり、相談支援事業所等より給付決定の相談・調整があった際には、相談支援事業所、都道府県・政令市、児童相談所、障害児入所施設等と緊密に連携をお願いしたい。

○ なお、移行先が居住地特例対象施設である場合には、18歳前日の保護者の居住市町村が給付決定を行うこととなる。

また、保護者が居住地を転々とし行方不明の場合など、18歳前日の保護者の居住地が不明である場合は、居住地特例上は、障害児入所施設の所在地（＝18歳前日の入所者の所在地）の市町村が給付決定主体となる（障害者総合支援法第19条第4項）。

このように、居住地特例により、障害児・保護者の居住地と給付決定主体との関係は複雑であることから、別紙1を参考にしつつ、円滑な給付決定がなされるよう協力をお願いしたい。

### 4. その他（18歳以上入所者）への対応

○ 障害児入所施設へ入所中に18歳以上となった（なっている）場合、令和5年度末までは、都道府県・政令市の「協議の場」で認められた者に対しては、引き続き経過的入所サービス費等の給付決定を行うこととなる。

### III. 児童相談所

#### 1. 「協議の場」又は「個別ケース会議」等への参画・協力

- 各都道府県・政令市において立ち上げた「協議の場」又は「個別ケース会議」に関しては、積極的な参加をお願いしたい。
- 障害児入所施設の18歳以上の入所者（いわゆる過齢児）に関しては、支給決定権限は市町村に移行している状態であるが、過去措置児童であったケースに関して、関係機関から情報提供の依頼があった場合には、積極的に協力をお願いしたい。

#### 2. 障害児入所施設における移行支援計画の作成支援

- 各障害児入所施設において、15歳以上に達した入所者については、（措置児童に関しては、児童相談所が作成する援助方針を踏まえ）、個人ごとの移行支援計画を作成することとしているため、児童相談所において作成した援助方針を障害児入所施設に情報提供し、障害児入所施設が移行支援計画を作成する際には、積極的に協力をお願いしたい。

## IV. 障害児入所施設

### はじめに

障害児入所施設は、できる限り良好な家庭的環境の中で、継続的で安定した愛着関係のもとで発達を支援し、育成する役割を有している。

現在、入所しているすべての障害のある児童・成人に対し、それぞれに相応しい環境を提供していくために、それらが達成されない状況はできる限り速やかに是正する必要がある。

移行を考えていく際には、現時点の暮らしの充実を疎かにすることなく、普段の暮らしの中で将来どのように社会に出ていくかを少しずつ考えながら、徐々に移行先や居所、日中活動を考えていくことが重要である。移行支援を行うにあたっては、現に入所している障害のある児童及び成人の権利が守られること、また、障害のある児童が成人になる際の移行先等に関する意思決定を支援し、その選択を最大限に尊重することが重要である。

更に本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。地域への移行が積極的に検討された上で、本人の意思や状態像等により、障害者支援施設への移行となる場合も想定される。

令和5年度末に向けて、都道府県・政令市と連携しつつ、移行調整の取組みを加速させが必要である。

最後に、移行に向けた支援は、その児童の人生を豊かにさせながら、大人になっていくことを支援するという観点を忘れてはならない。

各施設の施設長等リーダーは、上記の基本的な考え方を踏まえていただき、移行支援を推進して行く上でリーダーシップを發揮していただきたい。

### 1. 「協議の場」への参画

- 各都道府県・政令市において、障害児入所施設に入所する児童(及び障害者)が、円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるよう、関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、「協議の場」の設置を進めることとなっている。立ち上げた「協議の場」に積極的に参画いただきたい。
- 自施設の入所者の中で移行調整に困難が生じているケースについては、都道府県・政令市が設置した「協議の場」での検討を要請することが必要である。  
※ 18歳直前まで待つ必要はなく、移行調整に困難が予想されるケースほど、移行先の体験利用や調整、本人や保護者の意向の整理等に時間を要することを勘案し、早めに都道府県・政令市へ相談することが望ましい。

## 2. 本人に対する意思決定支援・保護者との面談等の流れ

- 入所児童の状況（精神状態の安定等）にも十分な注意を払いつつ、必要に応じ児童相談所と連携し、早い段階から、成人後の生活のイメージが持てるような情報提供を行っていくことが望ましい。  
(例：成人して退所した元入所児童を招いて現在の生活状況を聞く機会を設ける、近隣のグループホーム等に入居する年齢の近い者行事等に招いて交流する 等)
- おおむね 15 歳頃からは、少しずつ、居住の場（グループホーム等）と日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）について、本人の状態像も踏まえながら、具体的な選択肢を情報提供しつつ、本人の成人後の希望する生活のイメージを話し合う等を続け、児童発達支援管理責任者を中心に意思決定の支援を行っていく。  
その際は、本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず、家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。医療的ケアを必要とする場合や行動上の課題がある場合であっても、生活介護等の日中サービスの事業所と連携しながら個々の利用者に応じた支援に先駆的に取り組むグループホーム等も徐々に各地に広がっていることも踏まえ、本人の利益を最優先に検討を進めることが望まれる。
- また、折りを見て保護者とも面談を重ね、できる限り本人の希望に沿った移行が行えるよう、支援する。
- 15 歳以上に達した入所者については、(措置児童に関しては、児童相談所が定めた援助方針も踏まえ)、一人一人の状況に応じた丁寧・着実な移行調整を進めていくため、個人ごとの移行支援計画を作成し、本人・保護者等の意思やその時々の状況を記録するとともに、定期的（少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上）に見直しを行っていく。  
※ 移行支援計画のフォーマットについては、令和 4 年 1 月中を目途にお示しする予定。令和 4 年 4 月以降も入所が継続する 15 歳以上の者について、本人・保護者等との面談を行った上で、令和 3 年度中に初回の策定が行われるよう取り組んでいただきたい。
- 移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）のイメージ・選定がある程度進んできたら、できる限り候補地に近い基幹相談支援センター（基幹相談支援センターがない場合は市町村相談事業等）に相談し、以下の考え方を参考に、中心的に相談支援を担う事業所に支援を依頼する。
  - i) 18 歳未満の入所者、措置延長中の入所者は、障害児相談等の給付費の対象外であることから、基幹相談支援センター（基幹相談支援センターがない場合は市町村相談事業等）が中心的に相談支援を担うことを想定
  - ii) 18 歳以上の入所者については、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18 歳前の保護者の居住市町村）による計画相談支援・地域移行支援の給付決定を受けた上で、計画相談支援事業所・地域移行支援事業所が中心的に相談支援を担うことを想定

- その後は、相談支援専門員とソーシャルワーカー・児童発達支援管理責任者（障害児入所施設）とで連携しながら、移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の体験利用を進めていく。

体験利用に際しては、現行制度では、市町村（居住地特例により 18 歳前日の保護者の居住市町村）に対し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付決定（例：グループホームの場合は体験利用に係る給付）を受ける必要（※）がある。市町村に対する給付決定の調整が円滑に進まない場合等は、都道府県・政令市に調整のサポートを相談いただきたい。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和 6 年度予定）以降は、都道府県・政令市が移行調整に必要となる相談支援や体験利用について、障害児入所施設における処遇の一貫として一元的・包括的に決定できる仕組みを検討する方向となっている。

### 3. 障害福祉サービス等の活用等

#### （1）ソーシャルワーカーの配置

- 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定において、移行支援を円滑に進めることができるよう、障害児入所施設へのソーシャルワーカーの配置が可能となっている。本人の意思を最大限に尊重した丁寧な移行調整を進めるために、是非活用いただきたい。
- 円滑な移行支援のためにソーシャルワーカーが果たすべき役割のポイントとして、以下のような点があげられる。

##### ① 「役割分担」と「期限」を明確にした進捗管理

関係機関との会議等では、情報共有だけではなく、「誰が」「いつまでに」「何をやるのか」について各関係機関の役割分担と期限を明確にし、進捗管理していくことが重要となる。

障害児入所施設のソーシャルワーカーは、本人に最も近い立場として、常に進捗状況を意識し、必要に応じ、都道府県・政令市や「協議の場」へ働きかけていくことが必要である。

##### ② 本人の状態像・必要な支援内容を明確にし、関係者へ伝える

相談支援事業所、移行先の候補事業所（体験利用先等）に対しては、本人の課題点だけではなく、強みや良い点も含め、明確・具体的に伝えることが必要である。特に本人がパニック等困難な状況になった場合は支援者はどう対応すればよいか明確・具体的に伝えることが重要である。

また、移行後に、障害児入所施設側が対応可能なアフターケア等（例：精神状態が不安定になった場合の短期入所を利用した一時的な里帰り等）を事前に伝達することも望まれ

る。

③ 移行先を想定した障害児入所施設内の環境設定等を行う

本人の成人後に希望する生活のイメージができてきた段階で、障害児入所施設内での日々の支援においても、移動、金銭管理、買い物等を含め、移行後の生活に円滑に馴染むことができるような環境設定等に努めていくことが望まれる。

## (2) 成年後見等の活用について

- 本人の家庭状況によっては、未成年後見や成年後見の制度の活用をすることで本人の権利擁護につながる場合も想定される。その際には、未成年後見の場合は児童相談所へ、成年後見の場合は市町村に申し立ての準備をする必要も考えられる。

## (3) 相談支援との連携について

- 移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）のイメージ・選定がある程度進んできたら、できる限り、候補地に近い相談支援事業者（基幹相談支援センター等）に依頼し（※）、相談支援専門員と障害児入所施設のソーシャルワーカー・児童発達支援管理責任者とで連携しながら、移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の体験利用を進めていくことが必要である。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度）以降は、障害児入所施設から移行先での定着までを一貫して支援できるよう、障害児入所施設の入所中から相談支援の給付を可能とする仕組みを検討する方向。それまでの間は、18歳未満の場合は障害者総合支援法に基づく相談支援給付費の対象ではないため、基幹相談支援センター等に基本相談として対応を依頼する必要がある。

- なお、本人が既に18歳以上である場合で、計画相談支援が入っていない場合は、本人が希望する場合を除き、計画相談支援を活用することを基本としていただきたい。また、移行先の候補地が障害児入所施設の遠方である場合、移行先の候補地の選定がある程度進んできた段階以降、適切な時点で、移行先の候補地に近い計画相談支援の事業所へ移管し、移行先での定着までを継続して支援できる体制としていく必要がある。
- また、18歳以上である場合は、障害児入所施設の入所中から「地域移行支援」を利用することが可能である。相談支援事業者と相談し、入所者に利用の勧奨を行うなどして活用いただきたい。

- 居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の体験利用の調整や、移行に向けたサービス等利用計画案の作成、市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）への給付決定の申請等については、移行先の候補地に近い相談支援事業者（基幹相談支援センター・地域移行支援事業者等）を中心となって進めてもらうこととなる。
- 障害児入所施設のソーシャルワーカー等は、相談支援事業者と隨時連携し、進捗把握と本人へ情報提供等の支援に努めていくことが必要である。その際は、円滑な移行調整のみならず、現時点の暮らし（愛着関係の形成や通学の確保等）の充実が疎かになることのないよう、十分に留意する。
- また、本人の移行後も、生活が十分に安定するまでの間、定期的に（特に移行後まもなくは頻繁に）本人の状況を確認し、精神面のケアを行うとともに、移行先である居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）に対して、障害児入所施設での本人支援の経験からの必要な情報提供・助言等を行うなど、丁寧なフォローアップを行っていただきたい。

#### 4. 現入所者への対応・施設の在り方の検討について

- 18歳以上の入所者で障害者総合支援法に基づく経過的サービス費により対応している施設においては、現時点においても、できる限り児童と成人の動線を分ける等、両者に相応しい環境に近づけることが望まれ、以下のような取り組みを進めていただきたい。
  - ・ 児童と成人の生活の切り分け（スケジュールや生活空間等）を可能な限り進める
  - ・ 遊びや余暇、食事等について、年齢に応じた趣向・量等の配慮を行う
  - ・ グループで構築する取り組みは、児童と成人の取り組みを分けて考える 等
- その上で、経過的サービス費については、令和4年度以降、移行完了に向けた準備期間として、都道府県・政令市（「協議の場」等）の判断を経た上で、令和5年度末まで支給が可能となる。

#### 5. 施設の今後の方向性の決定について

- 移行支援に際しては、本人の意思を最大限に尊重し、本人の状態像や保護者の状況等も踏まえつつ、まず家庭への復帰やグループホーム等の地域への移行を十分に検討する必要がある。こうした地域への移行が積極的に検討された上で、本人の意思や状態像等によっては障害者支援施設への移行となる場合も想定されるが、この問題の解決に向けては、18歳以上の入所者数を減らすこと自体が目的となるのではなく、まず、本人の意思を最大限に尊重し、本人に相応しい成人としての生活の場への移行調整を最優先に進めるべきである。

- しかしながら、18歳以上（いわゆる過齢児）の移行困難者が多数である障害児入所施設の場合は、限られた期間での対応策の1つとして、児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設する）や児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）を行うことも考えられる。
- 令和5年度末に向けては、下記に記載した児者併設・児者転換の留意点等も踏まえ、以下のいずれの対応を行うか、施設としての今後の方向性の決定を行う必要がある。
  - ① 18歳以上入所者の移行調整の継続（家庭復帰や地域のグループホーム等へ移行）
  - ② 児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）
  - ③ 児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）
  - ④ その他（グループホーム等を整備し18歳以上入所者を移行）
- ただし、児者併設・児者転換を検討するに際しては、以下の点に留意する必要があり、どのような形で改修・整備等を図るのか、都道府県等の「協議の場」において議論することが望まれる。
  - ① 併設の場合の障害児入所施設側に入所する障害児、また、転換・併設した障害者支援施設へ移行する障害者それぞれに対するるべき支援・ケアを考慮した上で検討する必要があること。
  - ② 平成24年度以前より存していた障害児入所施設の場合、改修等の困難性等を踏まえ、当該施設の改修（増築含む）までの間は、障害者支援施設の施設基準に達しなくとも、障害児入所施設相当の施設基準で足りるとする経過措置が置かれているが、本来的には、成人期には成人に相応しい環境を確保すべきであり、できる限りの環境改善（既存居室の利用人数を減らして1人当たり居室面積を確保する等）に努めるべきであること。
  - ③ ②の場合であっても、人員基準については、障害者支援施設の人員基準を満たす必要があること。
  - ④ 児者併設の場合は、同一施設内で、できる限り動線を分ける等の措置を講じるとともに、共用せざるを得ない施設設備（食堂等）については利用時間帯を分ける工夫を行うなど、それに相応しい支援が確保されるような工夫を行うことが必要であること。
  - ⑤ 児者併設の場合で、併設後の障害児入所施設の定員が少なくなる場合は、障害児入所施設としての運営の安定性を慎重に検討する必要があること。また、児者転換・児者併設により、地域から障害児入所施設の定員が失われることとなる場合は、現に障害児が多数入所している児童養護施設の状況も考慮する必要がある。
- 以上のことから、地域の実情を勘案した方針を立てることが望まれることから、都道府県・政令市とよく相談の上、「協議の場」で議論を行うことが望ましい。

## V. 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所

### 1. 障害児入所施設に入所する児童及び障害者に係る地域の相談支援事業所の役割

- 障害のある児童への相談支援については、成人期以降のライフステージを見据えて提供されることが重要である。これは、障害児相談支援の関与の仕組みがない障害児入所施設に入所した場合においても本質的に同様である。

障害児入所施設からの移行においても、移行しようとする児者は、成年後見等の権利擁護等の支援や、移行先での障害福祉サービス等の利用に関する支援や、家族との調整、家族を含めた家庭全体の支援を必要とする場合もあり、基幹相談支援センターや市町村相談支援事業（以下「基幹相談支援センター等」という）、計画相談支援の果たす役割は重要である。
- 個々の障害児入所施設の入所者の移行支援に際しては、まず、障害児入所施設において、本人の意思決定支援を行いながら移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）のイメージ形成・選定を進めていく。

その後、選定がある程度進んできたら、できる限り候補地に近い基幹相談支援センター（基幹相談支援センターがない場合は市町村相談事業等）に対し、障害児入所施設から相談し、以下の考え方を参考に、中心的に相談支援を担う事業所を決めていくことを想定している。

  - i) 18歳未満の入所児童及び措置延長中の入所者は、障害児相談等の給付費の対象外であることから、基幹相談支援センター（基幹相談支援センターがない場合は市町村相談事業等）が中心的に相談支援を担うことを想定
  - ii) 18歳以上の入所者については、成人サービスとしての給付決定主体である市町村（18歳前の保護者の居住市町村）による計画相談支援・地域移行支援の給付決定を受けた上で、計画相談支援事業所・地域移行支援事業所が中心的に相談支援を担うことを想定  
また、基幹相談支援センター等が相談支援事業所に対し、専門的指導・助言を行うことも想定。

（※ 18歳以上の者の場合、経過的サービス費を活用して障害児入所施設の利用するにあたってもサービス等利用計画は必要であり、入所中から計画相談支援を利用することが原則であるほか、障害児入所施設からの移行に際しては、地域移行支援の利用も可能である。）
- その後は、相談支援専門員と障害児入所施設のソーシャルワーカー・児童発達支援管理責任者とで連携しながら、移行先の候補となる居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の体験利用を進めていくこととなる。

※ 「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書を踏まえ、次期報酬改定（令和6年度予定）以降は、障害児入所施設から移行先での定着まで、一貫した相談支援を提供できるよう、障害児入所施設の入所中から相談支援の給付を可能とする仕組みを検討する方向となっている。

- 障害児入所施設のソーシャルワーカー等より、基幹相談支援センター等に対し入所児童等の移行調整等についての相談があった場合、市町村等と相談・連携しつつ、（自立支援）協議会や相談支援事業所の連絡会議等の場を活用するなどし、障害児入所施設からの地域移行における地域の中での役割分担を障害児入所施設のソーシャルワーカーと相互に連携しながら、積極的に果たしていくようお願いしたい。
- また、障害児入所施設に入所している児者の地域移行を困難にしている要因には、障害児者の地域における生活の継続を阻害する要因と共通の地域課題がある（例：医療的ケアや行動障害への対応が可能な居住の場・日中活動の場の確保等）。  
潜在的な支援ニーズを含めたニーズ把握に努め、必要な地域資源を確保できるよう、市町村もしくは都道府県と連携し、（自立支援）協議会や「協議の場」で検討する等により、地域課題の具体的な解決策に向けた積極的な提案をお願いしたい。  
特に、令和6年度からの次期障害福祉計画・障害児福祉計画の開始に向け、令和5年度に、各都道府県・政令市において同計画の策定を議論いただくことになると想定される。  
これに向け、「協議の場」あるいは「個別ケース会議」を通じて顕在化した、地域で不足する資源（強度行動障害や医療的ケアを有する者の受け入れ基盤等）の必要性については、同計画の策定の議論の場へ適切に反映されるよう、積極的な提案をお願いしたい。
- 以下に障害児入所施設に入所する児者の施設からの移行に際しての基幹相談支援センター等に望まれる役割について具体的にお示しする。

## 2. 「協議の場」への参画

- 各都道府県・政令市において、障害児入所施設に入所する児童（及び障害者）が、円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるよう、関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、「協議の場」の設置を進めることとなっている。
- 基幹相談支援等地域の中核となる相談支援事業所/相談支援事業所は、各都道府県・政令市からの求めに応じ、「協議の場」に構成員として積極的に参画することをお願いしたい。
- また、「協議の場」における移行困難事例に関する「個別ケース会議」への参加を求められた際には、積極的な参加とともに移行先となる居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の選定に対する助言・調整等をお願いしたい。

### 3. ケース会議等への参画

- 「協議の場」の下で行われる移行調整が難しい事例に関する「個別ケース会議」以外にも、障害児入所施設等が主催するケース会議等へ、主催者の求めがあった場合には積極的な参加をお願いしたい。

### 4. 移行先の決定に向けた対応

- 移行先の決定過程においては、意思決定支援が重要であり、利用者の意思を形成する段階においては、新たな居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系サービス等）を実際に体験するなどし、移行後のイメージの形成を支援する取組が不可欠である。  
その際には、新たな居住の場・日中活動の場に関する情報提供や関係者等へのつなぎ、体験利用の申請支援、利用調整等が必要となる。  
障害児入所施設に入所している18歳以上の者については、上記の取組を特定相談支援事業者が障害児入所施設や基幹相談支援センター等と協力して行うこととなる（本通知における取組へ計画相談支援が関与した際の報酬算定に係る留意事項は別紙3を参照）。  
18歳未満の児童については、当面の間、障害児入所施設が中心となって行う上記の取組への協力を基幹相談支援センター等にお願いしたい。
- 移行自体に関して養護者による拒否感が強い場合は、「協議の場」における個別のケース会議を要請し、ソーシャルワーカー・児童発達支援管理責任者、計画相談支援事業所、保護者の居住地域の市町村等が一堂に介して養護者（家族）を含めた総合的な支援の方針等を議論して役割分担を明確にすることが重要である。（例えば、入所者への意思決定支援は施設の児童発達支援管理責任者が行い、保護者の意向に対しては、相談支援事業所が寄り添いながら話しを進めて行く等）
- 18歳以上の者については、経過的サービス費を活用して障害児入所施設を利用するにあたり、サービス等利用計画が必要である。サービス等利用計画案は、本人が希望する場合を除き、計画相談支援事業者の作成するサービス等利用計画案であることを基本とすること（身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合等の相談支援体制の整備状況によりいわゆる「セルフプラン」となることは望ましくない）。
- 移行の取組を行うにあたっては、障害児入所施設を訪問して面談を重ねることや、ショートステップの目標設定を行い、サービス等利用計画を短期間で見直す等の対応が必要となる。  
このため、計画相談支援においては、従来のモニタリング頻度が適切であるかについて検討し、必要に応じて、標準期間よりも高い頻度でのモニタリングの実施を検討すること。（※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、頻回なモニタリングを行うことで、より効果的に支援の質を高めることにつながると考えられるため、標準よりも短い期

間で設定することが望ましい例を示しており、「医療的ケア児」「強度行動障害児者」「被虐待者又は、そのおそれのある者（養護者の障害理解の不足、介護疲れが見られる、養護者自身が支援を要する者、キーパーソンの不在や体調不良、死亡等の変化等）」等については特に留意してモニタリング頻度を検討することとしている。【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 2問38】)

- 当初、障害児入所施設の近隣にある計画相談支援事業所として関わっている場合には、移行先の候補地が遠方である場合には、移行先への定着支援までの継続性を見据え、移行先の候補地に近い計画相談支援事業所へ変更する必要性が生じることも念頭に置き、適切なタイミングで移管をお願いしたい。
- 移行先を具体的に決定していく段階においては、居住の場（グループホーム等）・日中活動の場（就労系障害福祉サービス等）の利用の調整や、市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）への給付決定の申請の勧奨等について、相談支援事業所が中心となって支援を進めることとなる。  
なお、児者の如何を問わず、障害福祉サービス等又は地域相談支援の支給申請後においては、サービス等利用計画案の作成を含め、特定相談支援事業者が中心となって、移行に向けたサービス等利用調整（体験利用を含む）や進捗管理を障害児入所施設と連携して行うこととなる。
- また、障害児入所施設の18歳以上の入所者については地域移行支援の利用が可能である。（移行の対象者は、医療的ケアや行動障害等により環境調整等に課題のある者も多く含まれるため、既存の地域相談支援事業所の他にもこれらの対象者の支援に長じた事業者においては、地域相談支援の指定の取得を是非検討していただきたい。）
- 移行先の決定に向けて具体的に動く際には、障害児入所施設、都道府県・政令市、（措置の場合は）児童相談所、移行後の給付決定市町村（居住地特例により18歳前日の保護者の居住市町村）等と緊密な連携をお願いしたい。

## 5. 移行完了（地域等での生活開始）後の対応

- 相談支援事業所は、移行後の生活が落ち着くまでの間、障害福祉サービスの利用状況等をモニタリングした際に、障害児入所施設や児童相談所等と定期的に情報共有する等、円滑な定着に向けた連携をお願いする。
- また、基幹相談支援センター等の地域の中核となる事業所に対しては、移行先の事業所において、本人の環境調整や支援者のスキルの向上等のコンサルテーションが必要な場合、適切な専門機関への依頼・調整を行う等、受入事業所等の後方支援をお願いしたい。